

# 正宗寺供養塔使用約款

## 第1条（目的）

正宗寺供養塔使用約款（以下、「本約款」という）は、宗教法人正宗寺（以下、「正宗寺」という）の境内墓地に建立されている正宗寺供養塔（以下、「供養塔」という）の使用にあたり、遺骨の埋葬及び供養に関する必要な事項を定め、供養塔の適切な管理及び運営がなされることを目的とする。

## 第2条（埋葬の方法）

供養塔への遺骨の埋葬は合祀埋葬の方法によるものとし、直接土に埋葬するものとする（以下、「納骨」という）。

## 第3条（使用資格）

納骨対象となる遺骨（以下、「埋葬者」という）は、原則として他宗派又は他寺院による葬儀及び法要の関わりが一切ない者の遺骨とする。

## 第4条（供養塔の使用）

供養塔の使用者（以下、「使用者」という）は、使用契約成立後から、契約解除されない限り供養塔を使用する権利を有する。

2 使用者は、納骨その他供養塔本来の使用目的以外に供養塔を使用することができない。

3 使用者は、正宗寺の承諾を得ずに供養塔を使用する権利を第三者に承継、譲渡、転売することができない。

## 第5条（納骨及び管理の実施）

正宗寺は、供養塔への納骨を適切に行ったうえで管理し、お彼岸月及びお盆月の供養を執り行うものとする。

2 供養塔の環境整備（維持・管理・清掃等）その他管理については、正宗寺がその責任を負うものとする。但し、地震・火災等による不可抗力の場合はこの限りではない。

## 第6条（使用料）

使用者は、契約成立時に、使用料を納めなければならない。

2 使用料は、前条に規定する供養及び環境整備にかかる費用等に充当するものとする。

## 第7条（供養塔使用に伴う記銘）

使用者は、正宗寺が定める供養塔所定の場所（墓誌等）に、埋葬者の氏名等の記銘を求めることができる。

## 第8条（納骨の制限）

供養塔には、遺骨（動物の遺骨は不可）のみ埋葬できるものとし、納骨作業は全て正宗寺が行うものとする。

第9条（埋葬・改葬の手続き）

使用者は、供養塔使用の契約に先立ち、正宗寺に対して使用者の本人確認書類の提示をすること等により本人確認に応じなければならない。

2 遺骨を供養塔に埋葬又は改葬する場合、使用者は、所官庁の発行する「埋火葬許可証」又は「改葬許可証」を正宗寺に提出しなければならない。

3 既に他の墓所にて埋葬されている遺骨を分骨又は改葬して供養塔に埋葬する場合、既に埋葬されている墓所管理者発行の「分骨（改葬）証明書」を正宗寺に提出しなければならない。

第10条（遺骨の返還）

納骨された遺骨は、返還することができない。

第11条（使用者等による契約の解除）

使用者は、納骨されるまでの間は書面をもって契約を解除することができる。この場合、使用者は既に支払った使用料の返還を請求することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合、使用者は遺骨を引取らなければならない。

3 使用者は、納骨後は契約を解除することができない。

第12条（正宗寺による契約取消）

使用者が以下の行為を行った場合、正宗寺は使用者に通知のうえ、その使用権を取り消すことができる。

① 使用者が所定の期日までに使用料を支払わなかった場合

② 使用者が他の使用者に対して迷惑を及ぼす行為をした場合

③ 使用者が本約款に違反した場合

2 前項の規定により使用権が取り消された場合でも、使用者は、既に支払った使用料及び記銘料の返還を求めることができない。

第13条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項については、法令の定め等による他、必要に応じて正宗寺が定めるものとする。

第14条（本約款の改定）

本約款の改正については、正宗寺の総代会の決議によって行うものとする。

私は、正宗寺供養塔使用約款の説明を受け、上記約款の全てを確認しました。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

使用者 氏名  
住所  
電話番号

経営者 宗教法人正宗寺  
〒790-0023 松山市末広町 16-3  
089-945-0400